

個人番号カード(写)等貼付台紙 兼 各種補助金に係る情報連携依頼書

千葉県知事 様

高等学校等就学支援金（以下、「就学支援金」という。）及び各種補助金（千葉県私立高等学校等授業料減免事業、千葉県私立高等学校入学金軽減事業、千葉県私立高等学校等奨学のための給付金及び千葉県私立高等学校等学び直し支援金を含む。以下同じ。）の対象者確認等のため、保護者等の個人番号等を提出します。

千葉県及び高等学校等が行う各種補助金の認定等のために、就学支援金の支給の判定結果（判定に用いる算定基準額を含む。）を利用されることに同意します。

※ 各種補助金の認定等（支給要件の確認、対象者の絞り込み等）については、該当するものに限り、
なお、上記チェックがない場合は就学支援金の課税確認のみに個人番号等を利用されることを希望するものと見なします。

個人番号カードの写し等又は課税証明書等を添付の上で、太枠の箇所を手書きで記載してください。
保護者等による代筆も可能です。

学校	名称	千葉県庁高等学校															
	種類・課程・学科等	高等学校（全日制）															
生徒	ふりがな	ちば たろう															
	氏名	千葉 太郎															
保護者等	個人番号	<table border="1"> <tr> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>-</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>-</td><td>9</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td> </tr> </table>		1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2
	1	2	3	4	-	5	6	7	8	-	9	0	1	2			
	氏名	<table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td>しんけん たろう</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>親権 太郎</td> </tr> </table>		ふりがな	しんけん たろう	氏名	親権 太郎										
	ふりがな	しんけん たろう															
	氏名	親権 太郎															
	生年月日	<table border="1"> <tr> <td>西暦</td> <td>1972 年 1 月 1 日</td> </tr> </table>		西暦	1972 年 1 月 1 日												
西暦	1972 年 1 月 1 日																
1月1日時点の居住市区町村（4～6月分の場合は前年）	千葉県 千葉市																
個人番号	<table border="1"> <tr> <td>2</td><td>1</td><td>0</td><td>9</td><td>-</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>-</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> </tr> </table>		2	1	0	9	-	8	7	6	5	-	4	3	2	1	
2	1	0	9	-	8	7	6	5	-	4	3	2	1				
氏名	<table border="1"> <tr> <td>ふりがな</td> <td>しんけん はなこ</td> </tr> <tr> <td>氏名</td> <td>親権 花子</td> </tr> </table>		ふりがな	しんけん はなこ	氏名	親権 花子											
ふりがな	しんけん はなこ																
氏名	親権 花子																
生年月日	<table border="1"> <tr> <td>西暦</td> <td>1973 年 2 月 2 日</td> </tr> </table>		西暦	1973 年 2 月 2 日													
西暦	1973 年 2 月 2 日																
1月1日時点の居住市区町村（4～6月分の場合は前年）	千葉県 千葉市																
備考																	

課税証明書等を提出される場合は、
← 「個人番号」の記載は不要

保護者等の
個人番号カード（裏面）等の
写し 貼付欄

個人番号が記載されている面を上にして、
貼り付けてください。
《通知カードは原則として使用できません。》
ただし、注②に該当する場合は使用できます。

← オンライン申請の場合に記入

課税証明書等を提出される場合は、
← 「個人番号」の記載は不要

保護者等の
個人番号カード（裏面）等の
写し 貼付欄

個人番号が記載されている面を上にして、
貼り付けてください。
《通知カードは原則として使用できません。》
ただし、注②に該当する場合は使用できます。

← オンライン申請の場合に記入

注① 個人番号カードの写し等が提出できない場合は、個人番号が記載された住民票の写し又は
住民票記載事項証明書等を本台紙と併せて提出願います。

注② 通知カードの記載事項（氏名、住所、生年月日、性別、個人番号）を変更すべき事由が発生しておらず、記載
事項に変更がない場合、又は、デジタル手続法の施行日（令和2年5月25日）以前に通知カードの変更手続
が完了している場合に限り、個人番号カードの写しの代わりに通知カードの写しを添付することができます。

※ 印の欄は、学校設置者において記入してください。 ※ 学校受付日 令和 年 月 日

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。